

令和7年度 事業計画

基本方針

近年、少子高齢化や人口減少が進行し家族構成や生活形態も大きく変わる中、制度の狭間で課題を抱える世帯や地域社会から孤独した世帯の増加等、地域福祉活動を取り巻く状況も複雑化しています。また、新型コロナウイルスの世界的な流行、地球温暖化による異常気象、自然災害、世界情勢の不安定、原油高による物価高騰の進行など、私たちの日々の平和な暮らしがいつ脅かされるかわからない状態になっています。このような状況の下、本会は変化する多様な状況に応じ福祉団体や関係者と共に支援の輪を広げ、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりの実現を目指して取り組みを進めています。そのための今後の効果的な活動方針とするため、第2次地域福祉計画と第2次地域福祉活動計画の両計画を市と一体的に作成いたします。

地域福祉活動の取組みを進めるため、行政、区長連合会、民生委員・児童委員、長寿会連合会、障害者福祉団体連合会、ボランティア活動団体、地域福祉団体等と連携しながら住民を主体としてそれぞれの地域に密着した事業に取組み、地域福祉の推進役としての役割を担います。

また、次代を担う職員の資質向上及び有資格者の確保や適正配置に努めるとともに業務効率化・軽減化を図るため、情報通信技術（ICT）を導入した新たな職場環境整備を進めながら本会の存在意義や目的を再確認し、将来に亘って持続可能な経営基盤の確立を目指します。

高齢者、障害者（児）、子育て中の家庭、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、地域の繋がりや支え合いの仕組みづくりを推進すると共に、法人後見事業の実施、重層的支援体制事業や生活困窮者自立支援事業の実施に向けて準備を進める等「誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理」を実現するよう地域の福祉力向上に向けて各種事業を推進してまいります。

【重点推進項目】

1. 社会福祉協議会の基盤の充実
2. 地域福祉活動の推進
3. 福祉団体の活動支援
4. 共同募金事業の実施
5. 相談・援助活動の推進
6. 広報活動の充実
7. 受託事業の円滑な運営

1. 社会福祉協議会の基盤の充実

天理市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、営利を目的としない民間組織として社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを使命とし、その使命を実現するために基盤強化を図り健全な運営に努めていきます。

（１）理事会・評議員会の開催

本会の運営を担う理事会及び評議員会を定期的に開催し、本会運営の適正化及び活性化を図ります。

（２）職員の資質向上

職員の資質向上については、奈良県社会福祉協議会が開催する住民と協働して支え合う地域づくりを進める専門職を養成するための「コミュニティソーシャルワーク研修」等、各種研修会に積極的に参加します。

市内外の他の地域福祉に取り組む団体との交流を推進し資質の向上に取り組めます。

2. 地域福祉活動の推進

地域住民のニーズに即した事業を実施し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域福祉活動の推進を図ります。

（１）地域福祉活動計画の推進

本市においても少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活の多様化などにより、介護と育児（ダブルケア問題）、8050 問題、生活困窮といった、公的サービスの提供だけでは対応が困難な新たな課題が増えています。そのような状況の中、地域で暮らすすべての人が支え合う「地域共生社会」実現が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「まちづくり」を目指して第2次地域福祉計画と第2次地域福祉活動計画の両計画を市と協力して一体的に作成いたします。

(2) 地域福祉活動推進事業の実施

①小地域(※)における支え合い活動の推進 (※概ね町内会、自治会等の範囲)

小地域ネットワーク形成に向けた支援を通じて、小地域ネットワークを確立するとともに、地域住民が相互に助け合える地域支援体制の充実を図ります。

◇ふれあいサロンの開設支援

高齢者、障害者及び子育て中の保護者で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう地域のつながりの場としてふれあいサロンがあります。住民が相互に支え合い、生きがいつくりや仲間づくりの輪を広げ、住民の孤立感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的としたふれあいサロンが地域住民主体により開設出来るように支援を行います。

◇ふれあいサロン実施団体への支援

サロン活動を実施する団体を支援するため、助成金（赤い羽根共同募金を原資）を交付するとともに職員をサロンに派遣し実施内容の相談などを行います。また、サロン活動を実施している団体を対象に相互の情報交換・交流の場として「ふれあいサロン交流会」を開催します。

ふれあいサロン交流会において、サロンを実施する中で見えてくる新たな課題やニーズを共有し、地域に合った見守り活動や生活支援活動の必要性を認識してお互いに助け合える地域づくりに発展するよう支援を行います。

◇ふれあいサロン実施の呼びかけ及び人材の発掘

ふれあいサロンがさらに多くの地域で実施されるよう、サロンを実施している団体の協力を得ながら、ボランティア団体、福祉関係団体等に対し新たなサロン開設の呼びかけを行うとともに、サロンを実施・運営している人材の発掘に努め、新たなサロンの立ち上げにつなげていきます。

②地域福祉を推進する人材育成

地域福祉活動を推進する担い手を育成するため、また、意見交換や情報提供の場として「地域福祉活動研修会」を開催します。

③福祉関係団体との連携・協働

地域福祉推進のため市内の福祉団体等と様々な福祉課題に対して解決できるよう連携・協働体制の構築を進めスムーズな運営ができるように組織化を図ります。

(3) ふれあい教室の実施

概ね 65 歳以上の方を対象に寝たきりなどの原因となる身体機能の低下や閉じこもり、介護を必要としない者が要介護又は要支援状態とならないよう予防することを目的として、音楽療法、健康体操、創作活動等を市内各公民館において実施します。

(4) ボランティア活動の支援

地域福祉の向上になくってはならない住民参加のボランティア活動を市民活動交流プラザと連携し支援するため、ボランティア活動保険の広報、加入手続き、保険料金助成を行います。

(5) 災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティアの事前登録並びに関係団体との連携

①災害ボランティアセンターの設置及び運営

地震、台風、豪雨等による災害が発生し、その復旧作業を行う時には、災害ボランティア活動が大きな力を発揮するため、ボランティア活動に対する期待が高まっています。

本会では天理市と締結した協定書により災害時には連携を図り、市の要請があれば県総合ボランティアセンターの協力を得て、迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営を行います。

なお、大規模な災害が発生した場合には、他府県より多数のボランティアが訪れることが想定されるため、効果的な災害支援が行えるよう文化センターを災害ボランティアセンターとして使用します。

また、災害緊急時において、被災状況や避難状況の確認、困りごとの情報収集、人員確保、ボランティアの動向や活動状況の把握、他機関との連携など多くの課題がありますが、ICT（情報通信技術）を活用し運営の効率化やスタッフの負担軽減を図り災害ボランティアセンターの運営を行います。

②災害ボランティアの事前登録

災害時に迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、また、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い一般ボランティアの方々にも参加をしていただきます。災害ボランティアセンターの運営補助及びボランティア活動の調整役としてボランティアコーディネーターを募集するとともに、市内の被災者の生活再建支援のため自主的に救援活動に参加いただける方の登録も呼びかけます。

そして、災害ボランティアに登録された方を対象に災害時の混乱した中でもボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から研修会、講習会、情報交換等を行い災害時に備えた取組も進めます。

③関係団体との連携・協働

令和5年7月に一般社団法人天理青年会議所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結しました。今後は被災者の支援に向けた災害ボランティア活動をより迅速かつ効果的に進める為、平常時から青年会議所と連携し協力体制を充実します。また、他の関係団体とも協働体制の構築を推進します。

(6)「こども食堂」の活動支援

「こども食堂」は、地域の大人たちが、こどもを真ん中にした居場所をつくる取組です。

活動内容、名称、主催団体も多様ですが、温かなご飯を囲み、地域みんなでこどもを育んでいく場として、創意工夫をしながら「こども食堂」への取組が広がっています。

今後も、市及び奈良県社会福祉協議会と連携し立ち上げ支援を行います。また、寄付物品等の配布を行い活動を支援して行きます。

(7) フードバンク天理への協力

フードバンク天理は、天理市及びその周辺地域を活動範囲とし、市民や企業等からの食品の寄付を受け対象地域で活動する福祉施設・事業所、支援団体等を通じて必要としている方々への食品提供を行なっています。共同事務局として天理市におけるフードバンク事業の仕組みづくりに取り組み、支え合い活動の推進に努めます。

3. 福祉団体の活動支援

(1) 民生児童委員協議会の活動支援

民生児童委員協議会が円滑に活動できるよう支援を行います。

①役員会、総会等の活動支援

②各種研修会等の活動支援

(2) 長寿会連合会の活動支援

長寿会連合会が円滑に活動できるよう支援を行います。

①役員会等の活動支援

②各種研修会、行事等の活動支援

(3) 障害者福祉団体連合会の活動支援

障害者福祉団体連合会が円滑に活動できるよう支援を行います。

①役員会、各種研修会等の活動支援

②障害者（児）各種行事等の活動支援

4. 共同募金会への協力

(1) 共同募金運動の実施

毎年10月1日から翌年3月31日の期間、全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動を本年度も実施します。天理市共同募金会の活動を支援し協力して運動の趣旨を市民や関係機関等に対して広報し、募金への協力を求めます。

（２）共同募金の助成

①赤い羽根共同募金

募金は、各種団体の社会福祉活動に対して助成します。

②歳末たすけあい募金

募金は、年末に生活困窮世帯に対して歳末見舞金として配布します。

５．相談・援助活動の推進

（１）心配ごと相談の実施

民生委員・児童委員に相談員として協力していただき、住民の日常生活に関する相談に対して適切な助言を行います。また、必要に応じて各種関係機関へつなぐなど問題解決の手掛かりとなるよう心配ごと相談を実施します。

◇毎月第２・第４の木曜日（木曜日が祝日の場合は休み）の午前９時から正午まで実施

（２）善意銀行の運用

個人、団体、企業等から現金や物品を「善意の預託」という形でご寄付いただき、皆様からの善意が有効に活かされるよう事業の運営を行います。

①寝たきり老人への支援

②小災害見舞金として助成支援

③こども食堂への助成支援

④生活困窮者への支援

（３）車イス及びシニアカーの貸出

一時的に車イス及びシニアカーを必要とする方に貸出を行います。

（４）福祉体験器具の貸出

福祉教育等を通じて、障害者への理解を深めるためや高齢者や体の不自由な人の身になって身体的機能低下や不自由さを体験できるセット及び車イスの貸出を行います。

(5) 法人後見の推進

本会で行っている日常生活自立支援事業の対象者で、認知機能に大幅な障害が発生した方に対し、その支援を延長する形で本会が法人として成年後見人等を受託運営を行い対象者を切れ目のないように支援して行きます。

6. 広報活動の充実

福祉活動を推進するために市民の認識を高めてもらえるよう各種福祉サービスの情報を提供します。

- ① 広報紙「社協だより」の発行
- ② ホームページ及び Facebook の充実
- ③ ポスター「児童福祉月間」「老人福祉月間」等による啓発
- ④ 市広報紙「町から町へ」の活用

7. 受託事業の円滑な運営

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進

認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営むのに不安を抱えている人に対し福祉サービスの利用相談、日常生活に必要な手続き、日常的な金銭管理のお手伝いなど、生活上のサポートをします。

そして、本事業で支援ができない状態になられた場合は、行政、奈良県社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携して成年後見制度への移行を支援します。

(2) 生活福祉資金等貸付事務の推進

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯の自立更生及び離職者支援のため、奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を受託し、貸付相談及び貸付事務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となった方への貸付金の返済が始まっていますが、引き続き生活のしづらさを抱えた方への相談支援に取り組みます。

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付事務

離職者を支援するために、奈良県社会福祉協議会が行う貸付の事務を行います。

離職等に伴って住居を喪失した公的給付制度又は公的貸付制度（失業等給付、住宅手当、総合支援資金貸付、生活保護等）の申請者が、当該給付金又は貸付金の交付を受け取るまでの当面の生活費を借り入れるための申請事務を行います。

(4) 奈良県フードレスキュー事業

生活福祉課題を抱えている相談者のなかで、喫緊に生活上の問題に直面している方に対する緊急食糧支援事業を奈良県社会福祉協議会より受託し、行います。

(5) 生活困窮者自立支援事業の推進

離職者、多重債務者、ひきこもり等による生活困窮者の自立に向けた相談支援に向けて市と連携しながら研修会や先進地視察等での情報収集を行い効果的な運営が出来るよう準備を行います。

(6) 重層的支援体制整備事業の実施

地域の複雑化・複合化した課題を解決するため、従来の高齢・障害・子ども・困窮等の縦割りの分野別支援体制ではなく、各関係機関が迅速で的確な連携を図る「連携体制」を構築することが目的である重層的支援体制整備事業に市等と協力して取り組みます。

(7) 天理市障害者ふれあいセンターの運営（指定管理者制度により受託）

障害者（児）の教養の向上に係る取組並びに文化、スポーツ、健康増進等に係る活動を推進するとともに、地域住民とのふれあいの場、交流の場として運営を行います。

相互の友愛と障害者と障害に対する理解を深めてもらうため、次に掲げる各種教室及びイベントを開催するほか、アリーナ等施設の貸出を行います。

① 障害者スポーツ教室

市内の障害者（児）とその家族が、運動の楽しさを知るとともに、体力の向上及びお互いの交流を図ることを目的としてバドミントン教室及び卓球教室を開催します。

② 障害者文化教室

市内の障害者（児）が身体機能の増進並びに創造力及び表現力を高めていくことを目的としてトールペイント教室を開催します。

③ 障害者パソコン教室

身体障害者及び知的・精神障害者の方にパソコンの基礎知識及び技術を習得していただき、自立及び社会参加の促進を目的として開催します。

④ ふれあい交流会

年に一度、障害者（児）と市民が歌や踊り等の発表や各種イベントを通じてふれあいを深め、障害者や障害についての理解の輪を広げていくことを目的として開催します。